

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年6月25日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1 店舗名 | (仮称)北綾瀬駅前商業施設計画 |
| 2 店舗所在地 | 足立区谷中四丁目1番12 ほか |
| 3 設置者名 | 三井不動産株式会社 |
| 4 設置者住所 | 中央区日本橋室町二丁目1番1号 |
| 5 小売業を行う者の氏名又は名称 | 未定 |
| 6 新設をする日 | 令和7年6月30日 |
| 7 店舗面積の合計 | 11,584 m ² |
| 8 駐車場の位置及び収容台数 | 店舗内166台 |
| 9 駐輪場の位置及び収容台数 | 敷地北東側ほか576台 |
| 10 荷さばき施設の位置及び面積 | 店舗内540m ² |
| 11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 店舗内33.96m ³ |
| 12 小売業を行う者の開店時刻 | 午前7時 |
| 13 小売業を行う者の閉店時刻 | 午後10時45分 |
| 14 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前6時45分～午後11時 |
| 15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 敷地西側ほか2箇所 |
| 16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前6時～午後10時 |
| 17 届出日 | 令和6年6月18日 |
| 18 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 19 縦覧期間 | 令和6年6月25日から令和6年10月25日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 20 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあっては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和6年6月25日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1 店舗名 | ゲートシティ大崎業務商業棟低層部店舗（ゲートシティプラザ） |
| 2 店舗所在地 | 品川区大崎一丁目11番1号及び2号 |
| 3 設置者名 | ゲートシティ大崎業務商業棟全体管理組合ほか11名 |
| 4 設置者住所 | 品川区大崎一丁目11番1号ほか |
| 5 変更を行った設置者名 | ゲートシティ大崎業務商業棟全体管理組合ほか6名 |
| 6 変更前の設置者名 | 富士ライフ株式会社 |
| 7 変更後の設置者名 | 富士オフィス&ライフサービス株式会社 |
| 8 変更前の設置者住所 | 中央区八重洲一丁目2番1号（みずほ信託銀行株式会社）ほか |
| 9 変更後の設置者住所 | 千代田区大手町一丁目5番5号（みずほ信託銀行株式会社）ほか |
| 10 変更前の設置者の代表者名 | 丹羽 守裕（ゲートシティ大崎業務商業棟全体管理組合）ほか |
| 11 変更後の設置者の代表者名 | 西辻 芳紀（ゲートシティ大崎業務商業棟全体管理組合）ほか |
| 12 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社福島屋ほか7名 |
| 13 変更後の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ジンスほか7名 |
| 14 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ローソンほか4名 |
| 15 変更前の小売業者の住所 | 中央区晴海2丁目5番24号（株式会社サークルKサンクス）ほか |
| 16 変更後の小売業者の住所 | 港区芝浦三丁目1番21号（株式会社ファミリーマート）ほか |
| 17 変更前の小売業者の代表者名 | 新浪 剛史（株式会社ローソン）ほか |
| 18 変更後の小売業者の代表者名 | 竹増 貞信（株式会社ローソン）ほか |

- 19 変更日 令和6年4月1日ほか
- 20 届出日 令和6年6月17日
- 21 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 22 縦覧期間 令和6年6月25日から令和6年10月25日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 23 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

- 1 店舗名 ミラザ新宿
- 2 店舗所在地 新宿区新宿三丁目36番10号
- 3 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 4 設置者住所 千代田区丸の内一丁目3番3号
- 5 変更前の設置者住所 中央区八重洲一丁目2番1号
- 6 変更後の設置者住所 千代田区丸の内一丁目3番3号
- 7 変更前の設置者の代表者名 飯盛 徹夫
- 8 変更後の設置者の代表者名 笹田 賢一
- 9 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社アインファーマシーズほか3名
- 10 変更前の小売業者の住所 新宿区中落合二丁目7番5号（HOYA株式会社）ほか
- 11 変更後の小売業者の住所 新宿区西新宿六丁目10-1（HOYA株式会社）ほか
- 12 変更前の小売業者の代表者名 大谷 喜一（株式会社アインファーマシーズ）ほか
- 13 変更後の小売業者の代表者名 首藤 正一（株式会社アインファーマシーズ）ほか
- 14 変更日 令和6年4月1日ほか
- 15 届出日 令和6年6月18日
- 16 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 17 縦覧期間 令和6年6月25日から令和6年10月25日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 18 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

- 1 店舗名 シャポー新小岩
- 2 店舗所在地 葛飾区新小岩一丁目45番1号
- 3 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 4 設置者住所 渋谷区代々木二丁目2番2号
- 5 変更前の店舗名 （仮称）新小岩駅南口駅ビル

- | | | |
|----|-----------------|--|
| 6 | 変更後の店舗名 | シャポー新小岩 |
| 7 | 変更前の店舗所在地 | 葛飾区新小岩一丁目618番3ほか |
| 8 | 変更後の店舗所在地 | 葛飾区新小岩一丁目45番1号 |
| 9 | 変更前の設置者の代表者名 | 深澤 祐二 |
| 10 | 変更後の設置者の代表者名 | 喜勢 陽一 |
| 11 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 未定 |
| 12 | 変更後の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社アンテンドゥほか7社 |
| 13 | 変更日 | 令和6年4月1日ほか |
| 14 | 届出日 | 令和6年6月20日 |
| 15 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 16 | 縦覧期間 | 令和6年6月25日から令和6年10月25日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 17 | 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1 店舗名 | 黒沢ビル |
| 2 店舗所在地 | 中央区銀座六丁目9番2号 |
| 3 設置者名 | みずほ信託銀行株式会社 |
| 4 店舗面積の合計が1,000㎡以下
となる日 | 令和4年12月23日 |